

タイヨーPay 利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社タイヨー（以下「当社」といいます。）が発行する、以下に定義したタイヨーPay サービス及びタイヨーポイントサービスの利用について規定するものであり、会員がタイヨーPay を利用するにあたり本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は次の各号に定めるところによります。

- （１）「タイヨーPay」とは、当社が発行し、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証する電子マネーをいいます。
- （２）「会員」とは、カード会員、モバイル会員を総称したものをいいます。
 - ①カード会員とは、当社よりチャージ機能付サン丸くんカードの交付を受けた顧客をいいます。
 - ②モバイル会員とは、当社よりタイヨーアプリ内でタイヨーPay サービスを利用することを承諾された顧客をいいます。
- （３）「チャージ機能付サン丸くんカード（以下、「カード」といいます。）」とは、当社発行の前払式証票であるタイヨーPay のデータが記録された加減算型カードで、タイヨーPay を繰り返しチャージすることができ、またチャージされたタイヨーPay を利用して店舗において商品等を購入することができる機能を備えたものをいいます。
- （４）「タイヨーアプリ」とは、タイヨーPay サービスを利用するための情報記録媒体として、タイヨーPay を繰り返しチャージすることができ、またチャージされたタイヨーPay を利用して店舗において商品等を購入することができる機能を備えた携帯電話向けのアプリケーションソフトウェアをいいます。
- （５）「店舗」とは、会員が商品等の取引にタイヨーPay を利用することができる当社店舗をいいます。
- （６）「タイヨーPay サービス」とは、会員が店舗に対し、商品等の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりカードおよびタイヨーアプリにチャージされたタイヨーPay 残高の範囲内のタイヨーPay を利用することで、店舗から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- （７）「商品等」とは、会員が販売又は提供を受ける物品、サービス、権利、ソフトウェア等をいいます。
- （８）「チャージ」とは、会員が、当社所定の方法により、カードおよびタイヨーアプリにタイヨーPay を入金、加算することをいいます。
- （９）「タイヨーPay 残高」とは、カードおよびタイヨーアプリにチャージされ、会員が利用することのできるタイヨーPay の量をいいます。
- （１０）「利用端末」とは、店舗に設置されたタイヨーPay の読み取りおよび引き去り、取引データの記録その他のタイヨーPay を利用した取引を行うために必要な機能を有する当社所定の機器をいいます。
- （１１）「チャージ端末」とは、チャージを行うための機器をいいます。
- （１２）「アプリ対応携帯電話」とは、当社所定の方法によりタイヨーアプリのインストールが可能で、会員がタイヨーアプリ上でタイヨーPay を管理および利用するために必要な機能を備えている当社所定の携帯電話をいいます。
- （１３）「タイヨーポイントサービス」とは、「タイヨーポイントサービス条項」に定めるサービスをいいます。

第3条（カードの発行）

- １．当社は、店舗においてカードを発行するものとし、会員は規約の内容を全て確認した上で、カードの交付を受けることができるものとします。カードの交付を受けた場合、当該会員は、本規約の内容のすべてに同意したものとみなします。

2. 会員は、カードを受け取ったときに当該カードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。カードは、会員本人以外は使用できません。
3. カードの所有権は当社に帰属するものとし、会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し管理しなければなりません。また、会員は、カードを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。
4. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。

第4条（タイヨーアプリの準備）

1. 会員がアプリ対応携帯電話を用いてタイヨーPay サービスを利用するためには、会員ご自身の費用と負担で、アプリ対応携帯電話を入手し、通信事業者との間で必要な契約を締結する等、タイヨーアプリを利用するために必要な環境を整えるものとします。なお、タイヨーアプリを使用できる携帯電話の機種は、当社のホームページ等で確認することができます。
2. アプリ対応携帯電話の品質または欠陥に関する問題については、当社は、当社に責めがある場合を除きその責任を負わないものとし、それらの問題が生じた場合には、会員と当該アプリ対応携帯電話の提供者との間で解決するものとします。
3. 会員は、アプリ対応携帯電話でタイヨーPay サービスの利用を可能にするための機器操作を、タイヨーアプリの画面上に表示された当社所定の手続きおよび手順に従い、実行するものとします。なお、タイヨーアプリの利用状況等によっては、会員はアプリ対応携帯電話でタイヨーPay サービスの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第5条（第三者による利用、不正使用等の禁止）

会員は、タイヨーPay を他人に利用させたり、カードおよびタイヨーアプリの偽造・変造・改ざん・その他の不正な方法による使用をすることはできません。

第6条（チャージ）

1. 会員は、当社所定の方法により、カードおよびタイヨーアプリに、タイヨーPay をチャージすることができます。
2. 会員は、1つのカードまたは1台のアプリ対応携帯電話上のタイヨーアプリに関して、当社所定の金額単位で、タイヨーPay 残高 100,000 円を上限としてチャージができます。ただし、1回あたりのチャージ上限は 49,000 円です。

第7条（タイヨーPay サービスの利用）

1. 会員は、店舗でタイヨーPay サービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途当社が定める一部の商品等について、店舗により利用が制限される場合があります。
2. 会員が店舗でタイヨーPay サービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、タイヨーPay 残高から利用額に相当するタイヨーPay が引き去られ、利用端末に当該タイヨーPay の利用の記録が完了したとき、代金の支払いがなされたものとします。
3. 会員は、店舗において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識されたタイヨーPay 残高が商品等の代金の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社または店舗が定める方法により、支払うものとします。
4. 会員が店舗において商品等の購入または提供を受ける場合、一取引に利用できるカードまたはタイヨーアプリは、いずれか1つです。
5. 会員は、タイヨーPay サービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付を受けるレシート等に印字されるタイヨーPay 残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で店舗に申し出るものとします。

第8条（タイヨーPay 残高の確認）

タイヨーPay 残高は、利用端末、チャージ端末およびタイヨーPay サービス利用時のレシート、タイヨーアプリにより確認することができます。

第9条（機種変更）

会員は、アプリ対応携帯電話の機種変更をする場合に、当社所定の方法による操作を行うことで、機種変更後の新しいアプリ対応携帯電話にインストールされたタイヨーアプリ上で、タイヨーPay サービスを利用することができます。

第10条（タイヨーPay の有効期限）

タイヨーPay は、会員が最後にタイヨーPay サービスを利用した日または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的にタイヨーPay 残高はゼロとなり、現金の払い戻しも行われないものとします。

第11条（タイヨーPay の移転）

会員は、第9条および第17条、第18条による場合を除き、タイヨーPay を他のカードおよびアプリ対応携帯電話のタイヨーアプリに移転することはできません。

第12条（返品）

1. タイヨーPay を利用してお買い上げになった商品などを返品する場合には、お買い上げ店舗において対象商品、レシートとともにカードまたはタイヨーアプリの画面をご提示ください。お買い上げの際にタイヨーPay から差し引かせていただいたご返品対象商品の代金相当額を現金で返金させていただきます。
2. 当社は、会員の都合による返品はお受けできないものとします。

第13条（会員保護を図るための措置）

資金決済法上、前払式支払手段発行者たる当社については、その破綻時に前払式支払手段の保有者（本規約上の会員）が他の債権者に先立って弁済を確保できるよう、毎年3月末及び9月末において、前払式支払手段の未使用残高が1,000万円を超える場合、当該未使用残高の2分の1の額以上の資産を保全することが義務付けられており、かかる資産の保全方法として、当社は、別途当社ホームページ上に掲示する金融機関と発行保証金保全契約を締結しています。

第14条（タイヨーPay サービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの事由が生じた場合においては、当該事由が解消されるまでの間、タイヨーPay をチャージすること、タイヨーPay サービスを利用した商品等の購入または提供を受けること、タイヨーPay 残高の確認をすることができません。

- （1）タイヨーPay サービスのシステムに故障が生じた場合および当該システム保守管理等のために当該システムの全部または一部を休止する場合。
- （2）カード、アプリ対応携帯電話、利用端末、チャージ端末およびこれらに付随する機器等の破損、電磁的影響、停電、その他の事由による使用不能の場合。
- （3）タイヨーアプリのバージョンが最新でない場合。
- （4）会員が故意または過失によりアプリ対応携帯電話でタイヨーPay の利用を不可能にするための機器操作を行った場合。
- （5）その他やむを得ない事由のある場合。

第15条（退会および会員資格の喪失）

1. 会員は、当社所定の方法により退会をすることができます。会員がタイヨーPay の会員資格を喪失した場合、タイヨーPay サービスの利用ができなくなります。
2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるタイヨーPay

の利用を直ちに中止させ、タイヨーPay 残高をゼロとすることができます。

- (1) カードおよびタイヨーアプリのタイヨーPay に関するソフトウェアまたはタイヨーPay を偽造または変造もしくは改ざんした場合。
- (2) カードおよびタイヨーアプリのタイヨーPay に関するソフトウェアまたはタイヨーPay を不正に使用した場合。
- (3) 申込時に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）。
- (4) その他、会員が本規約に違反した場合。
- (5) 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

第16条（換金等不可）

第23条第2項の場合を除き、タイヨーPay の換金または現金の払戻しはできません。

第17条（カードおよびアプリ対応携帯電話の破損・汚損・喪失時等の措置）

1. 当社は、カードの破損・汚損等の理由により会員がカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したカードと引き換えに新しいカードを再発行します。この場合、会員に再発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行したカードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
2. 前項によりカードが再発行された場合、当社所定の方法で確認されたタイヨーPay 残高が再発行されたカードのタイヨーPay に引き継がれるものとします。
3. 当社は、会員のアプリ対応携帯電話が破損・汚損・喪失した等の理由によりタイヨーアプリを使用できない状態になった場合、残高を第三者により利用された場合、またはこれらに限られず、会員に損害が生じた場合でも、一切の責任を負いません。

第18条（カード喪失時の再発行等）

1. 当社は、会員から紛失・盗難等によりカードを喪失した旨の届け出があった場合、当該カードについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」といいます。）をとるものとします。
2. 当社は、第三者からカードを拾得した旨の届け出があった場合、当該カードについて、使用停止措置をとる場合があります。
3. 前二項により当社が使用停止措置を講じた場合、会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
4. 当社は、紛失・盗難等によりカードを喪失した場合、会員がカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。なお、再発行したカードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
5. 前項によりカードが再発行された場合、当社によるカードの使用停止措置が完了した時点のタイヨーPay 残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による会員の本人確認が完了している場合に限りです。
6. 会員がカードの紛失・盗難を申し出てから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、会員が紛失・盗難等により喪失したカードを第三者に利用された場合であっても、当社及び店舗は、決裁時のカード所持者による利用を会員本人の利用とみなし、会員に損害が生じて一切の責任を負わないものとします。
7. カードの再発行後、会員が喪失したカードを発見した場合、会員は、発見したカードを自らの責任において直ちに破棄するものとします。

第19条（個人情報の収集・利用・開示・訂正・削除）

1. 会員（本条においては、タイヨーPay サービスの入会申込をしようとする方を含みます。）は、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た個人情報（氏名・生年月日・住所・

電話番号等) およびタイヨーPay サービスの利用履歴等の情報を、当社が、法令に関するガイドライン、当社の個人情報保護方針(プライバシーポリシー) および当社の社内規定の定めに基づき、利用することに同意します。

2. 会員は、当社が会員の個人情報を次の目的のために利用することに同意します。
 - (1) 拾得物として届いた場合の会員本人への連絡
 - (2) タイヨーポイントサービス条項に基づくポイントサービスの案内
 - (3) 店舗開発、商品開発、商圈分析などの調査活動
 - (4) 会員の当社店舗の利用状況の分析に基づく優遇サービスの案内
 - (5) 当社の営業案内に関する情報の案内
3. 会員は、当社が前項各号における利用目的の範囲内において、当社業務(ダイレクトメールの発送業務など)を業務委託先へ委託し、会員情報を提供することに同意します。尚、当社は法令に定める場合を除き、会員情報は当社のグループ会社・提携先を除く第三者に提供・開示はいたしません。
4. 会員は自己に関する会員情報の開示を請求することができます。また、登録内容に誤りがあることが判明した場合には、会員は当社所定の方法で訂正または削除を届け出るものとします。

第20条(反社会的勢力の排除)

会員(本条においては、タイヨーPay サービスの入会申込をしようとする方を含みます。)は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力(その共生者も含みます。)に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第21条(本規約およびタイヨーPay サービスの変更)

当社は、予告なく本規約およびタイヨーPay サービスの内容を変更することができるものとします。また、当該変更後、会員がチャージ、タイヨーPay サービスを利用した商品等の購入、タイヨーPay 残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。なお、当社は、本規約またはタイヨーPay サービスの変更に際して、当社の所定の方法により、事前に会員に対して変更内容を告知することがあるものとします。

第22条(タイヨーPay サービスの終了)

1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、タイヨーPay サービスを全面的に終了することができるものとします。
 - (1) 社会情勢の変化。
 - (2) 法令の改廃。
 - (3) その他当社のやむを得ない都合による場合。
2. 前項の場合、会員は当社の定める方法により、タイヨーPay 残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻し請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。
3. 本条に基づきタイヨーPay サービスが終了した場合、会員の会員資格は喪失するものとします。

第23条(タイヨーPay サービスの払戻し)

1. 当社は、次のいずれかの場合を除き、タイヨーPay の払戻しはできませんので、予めご了承ください。
 - (1) 第22条第2項の場合。
 - (2) 前号のほか、当社がやむを得ないと認める相当の事由があった場合、または法令によりタイヨーPay 残高を返金すべき場合。
2. 前項の場合、当社は、以下に定める方法により、会員のタイヨーPay 残高の金額を確認し、払戻しを行います。なお、この場合、払戻しを行った会員のカードおよびタイヨー

アプリのタイヨーPay サービスについては、以後利用ができません。

- (1) 当社所定の書式に必要情報（氏名、住所、会員番号、払戻金の振込先預金口座（会員本人名義に限る。）、払戻しを求める理由等）を記載して提出すること。
 - (2) 当社所定の会員の本人確認書類（原本）を提示し、写しを提出すること。
 - (3) 会員以外の者（代理人）が払戻しの申請をする場合には、当社所定の書式による委任状を提出し、当該代理人の本人確認書類（原本）を提示して、写しを提出すること。
 - (4) 当社が定める払戻手数料（1 回の払戻しにつき金 500 円（税別）及び消費税相当額）を支払うこと。なお、払戻手数料は、タイヨーPay の残額から差し引かせていただき、不足の場合には別途お申し受けいたします。ただし、払戻しが当社の責に帰すべき事由による場合にはこの限りではありません。
3. 当社は、払戻しを求める会員がカードおよびタイヨーアプリのタイヨーPay サービスの会員であると確認できない場合又はタイヨーPay 残高を確認できない場合、当社は払戻しの義務を負いません。

第 2 4 条（責任制限）

第 1 4 条に定める理由およびその他の理由により、会員がタイヨーPay サービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失によるものである場合を除きます。

第 2 5 条（通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第 2 6 条（業務委託）

当社は、本規約に基づくタイヨーPay サービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 2 7 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第 2 8 条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

【ご相談窓口】

タイヨーPay に関するご質問またはご相談については下記までご連絡ください。

株式会社タイヨー お客様相談係

電話番号：099-298-1556

〒891-0195 鹿児島県鹿児島市南栄 3 丁目 14 番地